○国民民主党
田村　麻美　濱野　喜史　礒﨑　哲史
伊藤　辰夫　足立　康史　平戸　航太
山田　吉彦
○参政党
梅村みずほ　松田　学　安達　悠司　安藤　裕
後藤　翔太　富田　麻奈　山中　泉
○立憲民主党
齊藤　蓮舫　岸　真紀子　吉川　沙織
水岡　俊一　小澤　雅仁　郡山　玲
森　裕子
○公明党
平木　大作　司　隆史　佐々木雅文
原田大二郎
○日本維新の会
嘉田由紀子　根本めぐみ　柴田　巧
北埜　陽
○れいわ新選組
伊勢﨑賢治　木村　英子　遠藤芙美代
○日本保守党
北村　晴男　百田　尚樹
○日本共産党
小池　晃　白川　容子
○チームみらい
安野　貴博
○社会民主党
石井　朗夫
［選挙区］
○北海道
高橋はるみ　勝部　賢志　岩本　剛人
○青森県
福士　珠美
○岩手県
横澤　高徳
○宮城県
小川のり子
○秋田県
寺田　静
○山形県
芳賀　道也
○福島県
三好　雅子
○茨城県
上月　良祐　櫻井　祥子

○栃木県
高橋　克法
○群馬県
清水　真人
○埼玉県
古川　俊治　江原久美子　熊谷　裕人
大津　力
○千葉県
中山ななか　長浜　博行　石井　準一
○東京都
鈴木　大地　塩入　清香　髙橋　茉友
川村　雄大　奥村　祥大　吉良　佳子
塩村　文夏
○神奈川県
牧山　弘恵　籠島　彰宏　脇　雅昭
初鹿野裕樹
○新潟県
村木ちひろ
○富山県
庭田　幸恵
○石川県
宮本　周司
○福井県
滝波　宏文
○山梨県
後藤　斎
○長野県
羽田　次郎
○岐阜県
若井　敦子
○静岡県
榛葉賀津也　牧野　京夫
○愛知県
水野　孝一　田島麻衣子　杉本　純子
酒井　庸行
○三重県
小島　智子
○滋賀県
宮本　和宏
○京都府
新実　彰平　西田　昌司
○大阪府
中野　理江　岡崎　太　宮出　千慧
杉　久武
○兵庫県
泉　房穂　高橋　光男　加田　裕之

○奈良県
堀井　巌
○和歌山県
望月　良男
○鳥取県・島根県
出川　桃子
○岡山県
小林孝一郎
○広島県
西田　英範　森本　真治
○山口県
北村　経夫
○徳島県・高知県
広田　一
○香川県
原田　秀一
○愛媛県
永江　孝子
○福岡県
松山　政司　中田　優子　下野　六太
○佐賀県
山下　雄平
○長崎県
古賀友一郎
○熊本県
馬場　成志
○大分県
吉田　忠智
○宮崎県
山内佳菜子
○鹿児島県
末原　朋実
○沖縄県
坂本　沙哉

人事異動

法務省

（東京地方検察庁検事）検事　山口　崇
法務事務官（法務省大臣官房付、法務省大臣官房秘書課付）に併任する
（同）同　栗田　理史
法務事務官（法務省大臣官房秘書課付）に併任する（以上七月二十四日）

官庁報告

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条の規定に基づき、都道府県労働局ごとに指名した関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者のうち、令和５年10月１日付けで指名した者及び補欠の場合におけるこれらの者の後任については、本年９月30日をもってその在任予定期間が経過することとなり、同法第５条及び同法施行令第２条第１項の規定に基づき、新たに当該都道府県労働局ごとに関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を指名する必要があるので、資格がある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和７年７月30日

厚生労働大臣　福岡　資麿

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、当該都道府県労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　令和７年９月１日

４　推薦書及び添付書類提出先　都道府県労働局労働基準部労災補償課

様式

令和　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名